

宝塚市立西谷児童館
及び
宝塚市立地域利用施設西谷会館

指定管理者募集要項

令和7年（2025年）5月
宝塚市

宝塚市は、公の施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、公の施設である宝塚市立西谷児童館（以下「西谷児童館」という。）及び宝塚市立地域利用施設西谷会館（以下「西谷会館」という。）の管理に関する業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行います。

については、宝塚市立児童館条例（以下「児童館条例」という。）第18条第1項及び宝塚市立地域利用施設条例（以下「地域利用施設条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、西谷児童館及び西谷会館の指定管理者の選定を行います。

なお、西谷児童館及び西谷会館は、敷地と建物の一部を共有しているため、施設管理を一体的に行う必要がありますので、同一の法人等の団体を指定管理者とします。

1 対象施設の概要

(1) 対象施設の概要

名 称 宝塚市立西谷児童館

宝塚市立地域利用施設西谷会館

所在地 宝塚市大原野字炭屋1番地1

附帯施設 臨時駐車場

附帯施設の所在地 宝塚市大原野字溝口34番地

ア 構造 鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造 平屋建（一部2階建て）の複合施設の1階部分（ふれ愛ライブラリー図書コーナー部分除く）

イ 敷地面積 7,902.08㎡

ウ 建築面積 1,755㎡

エ 延床面積 1,266㎡

（うち専用部分（西谷児童館）135㎡、専用部分（西谷会館）455㎡）

オ 施設内容

(7) 西谷児童館 遊戯室、集会室、図書室

(4) 西谷会館 屋内活動室、会議室、和室（1）～（6）、調理実習室

カ 西谷児童館の事業内容

(7) 遊びによる児童の育成、児童の居場所の提供、次世代を担う人材の育成、児童館のネットワークによる事業、地域や関係機関との連携 等

(4) 親に対する子育て支援、地域の子育て環境づくり等地域子育て支援拠点事業

キ 西谷会館の設置目的

地域社会における市民相互の交流及び相互扶助並びに市民の主体的な学習活動を促進し、連帯感のある新しいコミュニティづくりに資することを目的とする施設

(2) 開設年月日

平成17年（2005年）11月11日

(3) 開館時間

午前9時から午後9時まで

※指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができます。

(4) 休館日

毎月5日以内の休館日を設けるものとし、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

※指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができます。

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 西谷児童館

児童館条例第19条に規定する業務で、業務の詳細については、別紙「宝塚市立西谷児童館指定管理者が行う業務の概要」のとおりです。

(2) 西谷会館

地域利用施設条例第18条に規定する業務で、業務の詳細については、別紙「宝塚市立地域利用施設西谷会館の指定管理者が行う業務の概要」のとおりです。

※指定管理者は、管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、専門の事業者に委託することができます。

3 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間（予定）

※指定期間は、議会の議決事項であるため、指定管理者の指定に関する議案の議決をもって指定期間は確定します。

4 指定管理者の収入

指定管理者は、次に掲げる利用料金その他の収入及び宝塚市が支払う指定管理料により、管理を行うこととなります。ただし、運営上赤字が発生した場合、宝塚市は補填を行いません。

(1) 利用料金制度

ア 西谷児童館

児童館条例第12条の規定により、西谷児童館の使用は無料であるため、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制は採用しません。

イ 西谷会館

施設の管理・運営に当たっては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。指定管理者は、施設の利用許可を受けた者から利用料金を徴収することができます。指定管理者は、利用料金を地域利用施設条例第9条で定める「会議室等の床面積に1平方メートル当たり日額510円を乗じて得た額」の範囲内で、市長の承認を得て定め、指定管理者の収入とします。

(2) 指定管理料

管理運営にかかる経費については、宝塚市が必要と認める管理運営経費に相当する金額を、指定管理者に対し指定管理料として支払います。宝塚市が支払う指定管理料の額は、以下のとおりです。

ア 西谷児童館

各年度とも12,524千円を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めます。ただし、令和9年度（2027年度）以降については、収支決算状況等をもとに、予算の範囲内で指定管理料を見直します。

イ 西谷会館

各年度とも15,950千円以内とします。

なお、収支決算状況等をもとに、指定管理料を見直すことがあります。

※ 原則として、指定管理料の増額は行いませんので、「事業計画及び収支計画」立案の際は注意してください。

※ 西谷児童館指定管理料は、消費税法別表第二（第六条関係）第七号口に規定する非課税の資産譲渡に該当しますので、消費税及び地方消費税は課されません。

(3) 会計年度区分等

ア 経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日）毎に区分してください。

イ 経理は、西谷児童館と西谷会館に区分してください。西谷児童館においては、さらにそれぞれ各事業ごとに区分してください。

ウ 指定管理料の支払時期については、協定書締結時に別途協議します。

(4) 指定管理料の余剰金が生じた場合の取扱い

適正な管理運営のもと、当該年度の指定管理料に、コスト削減やその他収入の増などで生じた余剰金は、インセンティブに配慮し、原則、指定管理者に帰属するものとします。ただし、以下の場合については、市と指定管理者で協議の上、余剰金の配分について決定します。

ア 事業計画書等で規定した事業を実施しなかったり、協定で定めた事業の実施回数を下回ったりするなど、指定管理者の努力によらず余剰金が発生した場合

イ 協定時に見込まれていない特段の事情の変更により余剰金が発生した場合

5 申請資格等

(1) 基本条件

公募によることなく、宝塚市内の自治会等の地域活動団体、地縁的団体及び非営利法人（定款上の事務所を宝塚市内に置く特定非営利活動法人または一般社団法人に限ります。）で、かつ児童館の設置運営要綱第2の2の規定（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知）に該当し、指定管理期間中、西谷児童館及び西谷会館の管理運営を的確かつ継続的に実施できる者を指定管理者の候補者として選定します。

(2) 欠格事由

次のいずれかに該当する者は、申請することができません。

ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されている者

ウ 募集の公告日において本市から指名停止処分を受けている者又は募集の公告日以降に本市から指名停止処分を受けた者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による更正、再生手続き中の者

オ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者

カ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2年を経過しない者（是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く。）

キ 本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、2年を経過しない者

ク アからキまでに掲げるもののほか、法令違反など社会的信用を損なう行為等により、指定管理者の指定をするのにふさわしくない事由があると市長が認める者

(3) 留意事項

ア 個人は、申請資格を有しません。

イ 申請者は、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

ウ 業務の引継ぎについては、必要と判断する職員を必要人数分確保し、必要と判断する研修を行ったうえで、指定期間開始時において、円滑かつ支障なく、西谷児童館及び西谷会館の業務を遂行できるよう引き継ぐものとします。

6 申請の手続き方法

(1) 募集要項等の配布等

- ア 配布及び受付期間 令和7年（2025年）5月20日（火）から令和7年（2025年）6月20日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）
- イ 配布及び受付時間 午前9時から午後5時30分まで
- ウ 配布場所及び受付窓口 宝塚市子ども家庭支援センター（宝塚市売布東の町12番8号 フレミラ宝塚内）及び宝塚市役所1階市民協働推進課（宝塚市東洋町1番1号）
- エ その他 募集要項等は、宝塚市ホームページで閲覧できます。

(2) 申請書類の著作権、情報公開

- ア 申請者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の公表等必要な場合は、当該書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- イ 申請書類は、個人情報に係る部分を除き、公表等することがあります。
- ウ 申請内容に特許権、商標権、その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる事項があり、これらを用いた結果生じる責任は、全て申請者が負うものとします。

(3) 申請にあたっての留意事項

- ア 受付期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- イ 申請者1団体につき、申請は1回のみとします。また、複数の事業計画書を提出することはできません。
- ウ 書類審査前に、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答及び追加資料の提出をお願いすることがあります。
- エ 児童館条例、地域利用施設条例、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を承知の上で申請してください。
- オ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- カ 申請に際して必要な経費は、全て申請書の負担とします。
- キ 申請書類については、理由の如何を問わず一切返却しません。

(4) 提出書類

申請者は、次に掲げる書類により申請するものとします。

(5) 提出部数

メールでの提出の場合：原則下記13に記載のメールアドレスへPDFデータを提出してください。（ただし、現行の指定管理者ではない申請者は、宝塚市子ども家庭支援センターまたは、宝塚市市民交流部市民協働推進課に事前相談の上持参にて提出してください。）

持参又は郵送の場合：正本1部を提出してください。（※すべて「A4サイズ」に調製してください。）

ア 西谷児童館

	書 類 名	備 考
①	・宝塚市立西谷児童館指定管理者指定申請書	様式第1号
②	・宝塚市立西谷児童館指定管理者事業計画書	様式第2号（事業計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度まで）

③	・宝塚市立西谷児童館指定管理者収支予算書	様式第3号（収支予算の対象期間は、令和8年度から令和12年度まで）
④	・団体概要書	様式第4号
⑤	・理事長の履歴書	様式第5号
⑥	・役員名簿 ※本名簿に関し、応募資格の確認のために、提出された役員名簿を警察関係機関への照会にあたって使用する場合があります。	任意様式 （役職名、就任年月日、生年月日、住所が記載されているもの）
⑦	・定款その他の基本約款及び登記事項（現在事項全部）証明書	
⑧	・指定申請をしようとする日の属する事業年度の前事業年度（令和6年度）における財産目録又は貸借対照表及び収支決算書	任意様式
⑨	・指定申請をしようとする日の属する事業年度（令和7年度）における申請者の事業計画書及び収支予算書	任意様式
⑩	・法人税、法人市民税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額ないことを証明する資料）	法人のみ
⑪	・誓約書※欠格事由に該当しない旨	様式第6号
⑫	・宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約書	様式第7号

イ 西谷会館

	書 類 名	備 考
①	・宝塚市立地域利用施設指定管理者指定申請書	様式第1号
②	・宝塚市立地域利用施設指定管理者事業計画書	様式第2号（事業計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度まで）
③	・宝塚市立地域利用施設指定管理者収支予算書	様式第3号（収支予算の対象期間は、令和8年度から令和12年度まで）
④	・定款その他の基本約款及び登記事項（現在事項全部）証明書	法人のみ（地縁による団体を除く。）
⑤	・役員名簿	申請書の提出日現在におけるもの
⑥	・団体概要書	様式第4号
⑦	・指定申請をしようとする日の属する事業年度の収支予算書及びその前年度の活動実績を記載した書類及び収支決算書	法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
⑧	・指定申請をしようとする日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書	任意様式
⑨	・法人税、法人市民税の納税証明書、消費税及び	法人のみ

	地方消費税の納税証明書（未納の税額ないことを証明する資料）	
⑩	・誓約書 ※欠格事由に該当しない旨	様式第6号
⑪	・宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約書	様式第7号

※提出書類のうち、西谷児童館と西谷会館が重複する児童館⑦会館④（登記事項証明書）、児童館⑩会館⑨（法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書）の書類については、原本証明の上、写しの添付も可とする。

7 説明会

申請予定者に対する説明は実施しませんので、募集に関する質問は下記のとおりとします。

(1) 質問の受付

募集要項等の記載事項に関する質問を受け付けますので、質問書により、電子メール又はファクシミリで、後記13の「問い合わせ先」にお送りください。

(2) 質問の受付期間

令和7年（2025年）5月20日（火）午前9時から令和7年（2025年）6月10日（火）午後5時まで

(3) 回答方法

質問書を受理した日から受付期間内に回答します。

また、質問書の回答については、すべての応募団体に共有させていただきます。

8 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の(2)「選定基準」に基づき、書類審査及び申請者からのプレゼンテーションにより総合的に評価し、指定管理者の候補者を選定します。採点方法については、西谷児童館と西谷会館の施設ごとに各委員が110点満点で採点し、合計220点満点とします。

複数の応募者があった場合は、「宝塚市指定管理者選定要領」に基づき、出席委員ごとの評価点合計の1位の判定が最も多い団体等を候補者と選定します。

1位が同数などの場合は、「宝塚市指定管理者選定要領」に基づき判断することとします。

最低必要点数については、西谷児童館と西谷会館の施設ごとに、各委員が110点満点で採点し、総合計660点満点とし、最低必要点数を396点とします。

なお、選定委員会の日時は、申請者へ事前に文書にて通知します。

(2) 選定基準

●西谷児童館・西谷会館共通

〔公平性〕市民の平等な利用が確保されていること。

①設置目的が達成されるものであること。

②利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

〔効果性〕施設の効用を最大限に発揮でき、サービスの向上が図られること。

①サービス向上を実現する具体的な提案（計画）はあるか。

②利用者からの要望（苦情）の把握とその解決策（実現方策）を持っているか。

〔効率性〕管理運営経費の縮減

- ①経費縮減のための具体的な方策があるか。
- ②適正な収支計画と認められるか。

〔管理（運営）能力〕施設の安定した管理運営

- ①施設の運営に必要な専門知識を持っているか。
- ②事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか。
- ③候補者の経営状況（財務基盤）が安定しているか。
- ④個人情報保護・管理に関する対策が十分か。
- ⑤当該施設又は類似施設の管理運営実績があるか。

〔管理（維持）能力〕施設の適切な維持管理

- ①災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。
- ②施設の維持管理の体制が適正で明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか。

●西谷児童館

〔特殊性〕施設の特殊性

複合施設であることを鑑みて、相互の効率的な利用が図られる内容になっているか。

●西谷会館

〔特殊性〕施設の特殊性

地域のコミュニティや地域の活性化の推進に貢献している団体であるか。

(3) 選定結果

選定結果は、申請者に文書で通知します。

なお、選定順位については、原則として、第1位、第2位、第3位までを選定し、第2位以下を補欠とします。

(4) 選定対象からの除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ア 提出後に不足する書類の提出を求めても審査日までに整わなかった場合
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- ウ 申請書類提出後に、本市の承諾なく事業計画の内容を変更した場合
- エ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- オ 選定委員会委員に個別に接触した場合
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- キ 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ク その他不正な行為があった場合

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、宝塚市議会の議決が必要です。

市長は、前記8で選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に提出し、議決されれば、指定管理者に対し指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

指定管理者に支出する指定管理料の額等の細目事項については、あらかじめ市と指定管理者とで協定を締結します。協定に明記する基本的事項は以下のとおりです。

なお、指定期間全体に及ぶ基本的事項については基本協定で締結し、年度ごとの業務内容の確認と指定管理料については、年度協定として締結するものとします。

(3) 協定の主な内容

- ア 基本協定

(7) 施設の概要及び管理の基準（名称、規模、開館時間、休館日等）

(イ) 業務の範囲

(ロ) 指定期間

(ハ) 事業計画に関する事項

(ニ) 指定管理料、利用料金に関する事項

(ホ) 個人情報保護に関する事項

(ヘ) 損害賠償に関する事項

(ト) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項

(チ) 指定期間の終了に関する事項（業務の引継、原状復帰等）

(リ) 事業報告及びモニタリングに関する事項

(ニ) 施設の修繕等に関する事項

(シ) リスク分担に関する事項

(ス) 備品等の貸与

イ 年度別協定

(7) 当該年度の業務内容に関する事項

(イ) 当該年度に市が支払うべき管理経費に関する事項

(ロ) その他

(4) その他

ア 協定で定めた事項については、基本的に改定を行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定の改定をすることができるものとします。

イ 協定締結後、指定管理者は、令和8年（2026年）4月1日から管理業務が行えるよう諸準備を進めてください。

10 事業開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当する場合は指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

ア 宝塚市議会において指定に係る議案が否決されたとき

イ 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき

ウ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき

エ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき

オ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

カ この募集要項に定める申請資格を失ったとき、又は申請資格がないことが判明したとき

キ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき

(2) 指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消した場合、前記8の指定管理者の選定における順位により第2位に決定した申請者を、新たな指定管理者の候補者として選定します。

なお、第2位の申請者において指定管理者の候補者の取消しの事態が発生した場合は、第3位に決定した申請者を選定するものとします。

11 モニタリング及び実績評価

事業報告等の確認に加えて、モニタリングを実施します。

12 指定手続きのスケジュール等

(1) 指定手続きのスケジュール

指定手続きのスケジュールは、概ね、次のとおりです。

スケジュール	内容
令和 7年 5月20日(火)	・ 募集要項の配布開始 ・ 申請及び質問受付開始
令和 7年 6月10日(火)	・ 質問受付締切
令和 7年 6月20日(金)	・ 申請の受付締切
令和 7年 6月下旬～7月下旬	・ 選定委員会（書類審査・プレゼンテーション）実施 ・ 選定結果の通知
令和 7年 9月市議会	・ 指定管理者の指定の議決
令和 7年10月	・ 指定管理者の指定の告示
令和 7年11月 ～令和 8年 3月	・ 指定管理者と協定内容の協議開始 ・ 協定書の締結 （1月：基本協定書、3月：年度別協定書） ・ 指定管理者による管理運営の準備
令和 8年 4月 1日(水)	・ 指定管理者による管理運営の開始

(2) 申請等に係る経費

指定管理者の申請から、業務の開始日（令和8年（2026年）3月31日）までの間にかかる必要な経費は、申請者が負担することとします。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合、宝塚市と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。ただし、協議結果を定められない場合は、宝塚市が決定するものとします。

13 問い合わせ先

（西谷児童館について）

〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号 フレミラ宝塚内
宝塚市子ども未来部 子ども家庭支援センター
電話 0797-85-3862 FAX 0797-85-3886
電子メール m-takarazuka0053@city.takarazuka.lg.jp

（西谷会館について）

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市市民交流部 市民協働推進課
電話 0797-77-2051 FAX 0797-77-2086
電子メール m-takarazuka0004@city.takarazuka.lg.jp